まちづくり基本条例検討市民会議・職員プロジェクトチーム 合 同 会 議

日時 平成19年10月1日(月)午後2時場所 生涯学園都市会館 3階 第2中ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報 告
- (1) 市民会議起草委員会による検討結果について **資料 No. 1**
- (2) 職員プロジェクトチームによる検討結果について **資料 No. 2**
- 4 意見交換
- 5 今後の日程について
 - 10月 9日(火)午後 2時 市民会議(最終) 10日(水)午前10時 市民会議から市議会への説明 12日(金)午前10時 市民会議条例素案の市長提言
- 6 閉 会

市民会議起草委員会修正案

| 市民会議起草委員会修正第 | R . |
|--|-----------------|
| 起草委員会修正案(9/27) | 第 18 回市民会議後の修正点 |
| 前 文 早池峰の風かおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは「結いの精神」によって心豊かな生活を営み、世界へ文化を発信してきました。過去と未来のかけはしとしての私達は、花巻が50年後も100年後も豊かに続けるまちであるために、今、子どもたちと一緒になって「イーハトーブはなまき」を目指します。生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを創り、みんなが力を合わせて「理想郷」を創ります。活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまち、一人ひとりが自分で考えて参画し、みんなの協働でつくりあげる自治のまちを実現するために、この条例を定めます。 | 佐藤(建)委員案を基本に作成。 |
| 第1章 総則 第1条 目的 花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民、市議会、市それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の参画と 協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる、魅力 ある花巻市を実現することを目的とします。 | |
| 第2条 言葉の定義 この条例に使われる言葉は、次のとおり定義します。 (1) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てること。 (2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人および団体・法人 (3) 住民 市内に居住する人 (4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。 (5) 協働 まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。 (6) 花巻市 市民、市議会、市長及び執行機関 (7) 市 市長及び執行機関 (8) コミュニティ 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集団(NPOや地域コミュニティ等) (9)結い 相互扶助の精神で互いに集まり、行動すること。 | |
| 第3条 条例の位置づけ この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、最高規範です。花巻市は、この条例を遵守し、市は、計画の策定や新たな条例・規則等の制定を行います。また、この条例の趣旨に沿って既存の条例・規則等の見直しや整備を行います。 | |

| 起草委員会修正案(9/27) | 第 18 回市民会議後の修正点 |
|---|---|
| 第2章 花巻市の基本理念 第4条 子ども (1) 花巻にとって、全ての子どもは貴重な財産です。全ての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。 (2) 花巻市は、自然に触れ、全ての子どもが健全な環境のもとで健やかに育つことを保障します。 | 佐藤(建)委員案を基本に、一部修正。 (修正点は <u>下線</u> 部分) |
| 第5条 生存 「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。 (1) 花巻には、緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。花巻市は、里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。 (2) 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、保健、医療、福祉の充実を推進し、全ての人に優しいまちづくりに努めます。 (3) 活力に満ちたまちづくりを実現するために、地域経済の活性化と産業振興は必須条件です。花巻市は、農林業を守り育て、商業、観光業を育成し、企業を育て、また新たに誘致し、産学官の連携による起業を育成します。 | 佐藤(建)委員案を基本に、一部修正。 (修正点は <u>下線</u> 部分) |
| 第6条 文化 (1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。 (2) 市民には、各年齢に応じて生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。 | 佐藤(建)委員案を採用。 |
| 第3章 まちづくりの基本原則 第7条 まちづくりの基本原則 (1) 花巻市は、この条例の基本理念に基づき、結いの精神を大切にし、参画と協働による市民自治によってまちづくりを行います。 (2) 花巻市は、それぞれの立場で、自然、風土、歴史、文化、産業など地域の特性を生かしたまちづくりを行います。 | <u>下線</u> 部分を修正。 |
| 第4章 市民の権利及び責務 第8条 市民の権利 (1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。 (2) 行政サービスを公平に受ける権利があります。 (3) 市議会及び市が保有する情報を、知る権利があります。 | |
| 第9条 市民の責務 (1) 市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 (2) 市民は、まちづくりに伴う負担を担う責務があります。 (3) 事業者や団体・法人は、この条例を遵守して花巻と共生します。 | |

| 起草委員会修正案(9/27) | 第 18 回市民会議後の修正点 |
|---|-----------------|
| 第5章 市議会等の役割と責務 第10条 市議会等の役割と責務 (1) 市議会は市行政を監視し、けん制します。 (2) 政策提言及び政策立案を行います。 (3) 市議会は、市民の意思を代表する議決機関としての役割を果たすため、多様な市民の意見を広く集約します。 (4) 市議会議員は、市民に対し、市議会活動等の説明責任を果たすとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。 | |
| 第6章 市長等の役割と責務 第11条 市長の役割と責務 (1) 市長は、この条例を遵守して、市政を運営します。 (2) 市長は、市民に対し、行政サービスを効果的かつ効率的に提供します。 (3) 市長は、行政サービスを向上させるため、職員の能力向上に努めます。 | |
| 第12条 市職員の役割と責務 (1) 市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、公平、公正かっ能率的にその職務を遂行します。 (2) 市職員は、まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。 (3) 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めます | |
| 第7章 参画と協働 第13条 参画及び協働の原則 市民、市議会及び市は、市民自治を推進するため、それぞれの役割と 責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。 | |
| 第14条 参画・協働機会の保障 (1) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント(意見公募) やタウンミーティング(対話集会)、各種審議会等の委員公募を要求 することができます。 (2) 市は、市民の参画及び協働を推進するために制度整備を行い、市民 自治を保障します。 (3) 市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めます。 | |
| 第8章 コミュニティ 第15条 コミュニティ (1) 市民は、地域の課題を解決するために地域コミュニティを形成し、自ら積極的に参画し、これを守り育てるように努めます。 (2) 市議会は、地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重します。 (3) 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重し、守り育てます。 | |

| 起草委員会修正案(9/27) | 第 18 回市民会議後の修正点 |
|--|---|
| 第9章 市政運営の原則 第16条 総合計画 市は、この条例に基づいた総合計画を定め、これを実施します。 第17条 健全な財政運営 | (修正前) 花巻市の総合計画は、この条例の 基本理念、基本原則に基づいて定め ます。 |
| 市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。 | |
| 第18条 情報の公開 市は、市民の知る権利を保障するために、情報公開を推進します。 | |
| 第19条 個人情報の保護 (1) 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。 (2) 市は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求 が行われた場合、正当な理由がない限り、これに応じます。 | |
| 第20条 公平な行政サービス (1) 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。 (2) 市民共有の財産である公共施設は、広く市民の声を聞き、これを運営します。 | (2)を追加。 |
| 第21条 説明責任・応答責任 市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答します。 | |
| 第22条 行政評価 市は、施策や事業について <u>市民参画のもとで</u> 客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表します。 | <u>下線</u> 部分を修正。 |
| 第10章 住民投票 第23条 住民投票 (1) 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映す るため、住民投票を実施できます。 (2) 花巻市は、住民投票の結果を尊重します。 | |
| 第24条 請求等 (1) 花巻に居住する満18歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 (2) 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。 (3) 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することが出来ます。 (4) 市長は、第1号及び第2号のいずれかの場合、住民投票を実施します。 | |
| (5) 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満 18 歳以上の者とします。 (6) 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。 | |

| 起草委員会修正案(9/27) | 第 18 回市民会議後の修正点 |
|--|-----------------|
| 第11章 その他 第25条 他の自治体との連携 市は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、 協力するように努めます。 | |
| 第26条 検証・見直し (1) 市は、花巻のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じます。 (2) 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検証し、その結果により、必要な措置を行います。 | |

職員プロジェクトチーム検討(指摘)事項

市民会議条例素案(9/25) 職員PT意見 (9/27) 前文 ・前文では、条例制定の趣旨を明示する 早池峰の風かおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは心豊かな 必要があることから、より簡潔に、条例制 生活を営み、世界へ文化を発信してきました。過去と未来のかけはしと 定の意義や決意を表現した方が良い。 して私達は、今、あらためて「イーハトーブはなまき」を構築します。 生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを目指して、市民一 人ひとりが力を合わせて「理想郷」を実現します。 花巻が50年後も100年後も豊かに続くために、今、まちづくりの 基本理念を定め、基本原則を定めます。「結い」の精神を発展させ、一 人ひとりが自分で考えて参画し、みんなで協働でつくりあげる自治のま ち、活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまちづ くりを実現するために、この条例を定めます。 第1章 総則 第1条 目的 花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民、市議会、市それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の参画と 協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる、魅力 ある花巻市を実現することを目的とします。 第2条 言葉の定義 ・(3)住民 ⇒削除(住民投票に関する規定 この条例に使われる言葉は、次のとおり定義します。 でのみ使用。) (1) まちづくり ・(6)花巻市 ⇒削除(条例に「花巻市」を定 自分たちのまちを自分たちでつくり育てること。 義することは馴染まないため、「市民、市 議会及び市」と表記。) 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業 を営む人および団体・法人 (3) 住民 市内に居住する人 (4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。 (5) 協働 まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務 をもって、ともに参加し、行動すること。 (6) 花巻市 市民、市議会、市長及び執行機関 (7) 市 市長及び執行機関 (8) コミュニティ 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集 団 (NPOや地域コミュニティ等) (9)結い 相互扶助の精神で互いに集まり、行動すること。 第3条 条例の位置づけ ・前文と重複する内容は割愛した方が良 この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、最高規範 です。花巻市は、この条例を遵守し、市は、計画の策定や新たな条例・ 規則等の制定を行います。また、この条例の趣旨に沿って既存の条例・ 規則等の見直しや整備を行います。

市民会議条例素案(9/25)

第2章 花巻市の(基本理念、進むべき方向、あるべき姿) 第4条 子ども

- (1) 花巻にとって、全ての子どもと、その成長は貴重な財産です。全ての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。
- (2) 全ての子どもが健全な環境のもとで、自然に触れ、健やかに育つことを花巻市は保障します。

第5条 生存

「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。

- (1) 花巻には、緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。
- (2) 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、保健、医療、福祉の充実を推進し、人に優しいまちづくりに努めます。
- (3) 花巻にとって、地域経済を活性化するため、産業の振興は必須条件です。花巻市は、一次産業を守り育て、商業、観光業を育成し、企業を誘致し、産学官の連携による起業を育成します。

第6条 文化

- (1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。
- (2) 市民には、各年齢に応じて生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。

第3章 まちづくりの基本原則

第7条 まちづくりの基本原則

- (1) 花巻市は、基本理念に基づき、結いの精神を大切にし、参画と協働によってまちづくりを行います。
- (2) 花巻市は、それぞれの立場で、自然、風土、歴史、文化、産業など 地域の特性を生かしたまちづくりを行います。

第4章 市民の権利及び責務

第8条 市民の権利

- (1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。
- (2) 行政サービスを公平に受ける権利があります。
- (3) 市議会及び市が保有する情報を、知る権利があります。

第9条 市民の責務

- (1) 市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- (2) 市民は、まちづくりに伴う負担を担う責務があります。
- (3) 事業者や団体、法人は、この条例を遵守して花巻と共生します。

職員PT意見 (9/27)

・第2章と第3章の区分が曖昧であり、内容の面から「まちづくりの基本原則」として一つにまとめた方が良い。

(例)

第2章 まちづくりの基本原則 第4条 まちづくりの基本原則 市民、市議会及び市は、それぞれの立 場で、自然、風土、歴史、文化、産業など 地域の特性をいかしたまちづくりを行いま す。

(1)子ども

(2)生存

(3)文化

・(2)「まちづくりに伴う負担」⇒「行政サービスに伴う負担」(「まちづくり」は広範な意味を含むため、行政サービスに限定。)

| 市民会議条例素案(9/25) | 職員PT意見 (9/27) |
|---|---|
| 第5章 市議会等の役割と責務 第10条 市議会等の役割と責務 (1) 市議会は市行政を監視し、けん制します。 (2) 政策提言及び政策立案を行います。 (3) 市議会は、市民の意思を代表する議決機関としての役割を果たすた め、多様な市民の意見を広く集約します。 (4) 市議会議員は、市民に対し、市議会活動等の説明責任を果たすとと もに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。 | ・(1)「市行政」⇒「市政の運営」 ・(2)「政策立案を行います」⇒「政策立案 の活動をします」(地方自治法上、議員一 人での提案権が認められていない。) |
| 第6章 市長等の役割と責務 第11条 市長の役割と責務 (1) 市長は、この条例を遵守して、市政を運営します。 (2) 市長は、市民に対し、行政サービスを効果的かつ効率的に提供します。 (3) 市長は、行政サービスを向上させるため、職員の能力向上に努めます。 | ・(3)「行政サービスを向上させるため」⇒ 削除(行政サービス向上のみに限定する べきではない。) |
| 第12条 市職員の役割と責務 (1) 市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、公平、公正かっ能率的にその職務を遂行します。 (2) 市職員は、まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。 (3) 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めます | ・(1)「この条例に従い」⇒削除 ・(2)「まちづくりを推進するために」⇒「職 務に」 |
| 第7章 参画と協働 第13条 参画及び協働の原則 市民、市議会及び市は、市民自治を推進するため、それぞれの役割と 責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。 | |
| 第14条 参画・協働機会の保障 (1) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント(意見公募) やタウンミーティング(対話集会)、各種審議会等の委員公募を要求 することができます。 (2) 市は、市民の参画及び協働を推進するために制度整備を行い、市民 自治を保障します。 (3) 市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めます。 | |
| 第8章 コミュニティ 第15条 コミュニティ (1) 市民は、地域の課題を解決するために地域コミュニティを形成し、自ら積極的に参画し、これを守り育てるように努めます。 (2) 市議会は、地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重します。 (3) 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重し、守り育てます。 | |

| 市民会議条例素案 (9/25) | 職員PT意見(9/27) |
|--|--|
| | 順員FⅠ忌允(3/21) |
| 第9章 市政運営の原則 第16条 総合計画 | 第 16 条 ⇒削除(第3条に包含。) |
| 花巻市の総合計画は、この条例の基本理念、基本原則に基づいて定め | |
| ます。 | |
| | |
| 第 17 条 健全な財政運営 | |
| 市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表し | |
| ます。 | |
| <u> </u> | |
| 第 18 条 情報の公開 市は、市民の知る権利を保障するために、情報公開を推進します。 | |
| 川は、川及の州の惟州を体降するために、旧報五州を出述しより。 | |
| 第 19 条 個人情報の保護 | |
| (1) 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。 | |
| (2) 市は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求 | |
| が行われた場合、正当な理由がない限り、これに応じます。 | |
| | |
| 第20条 公平な行政サービス | ・「地域格差や差別が生じないように」⇒ 削除(「公平な行政サービス」に包含。) |
| 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。 | 「一つ」をいる ころ」を含む。/ |
| | |
| 第 21 条 説明責任・応答責任 | |
| 市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。ま | |
| た、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答しま | |
| す。 | |
| | |
| 第 22 条 行政評価 | |
| 市は、施策や事業について客観的な行政評価を行い、その結果を分かりなける。 | |
| りやすく公表します。 | |
| | |
| 第 10 章 住民投票 | |
| 第 23 条 住民投票 | |
| (1) 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映す | |
| るため、住民投票を実施できます。 | |
| (2) 花巻市は、住民投票の結果を尊重します。 | |
| 第 24 条 請求等 | |
| (1) 花巻に居住する満 18 歳以上の者は、市政に係る重要事項について、 | ・「10 分の1」⇒「3分の1」(市長、市議会 |
| その総数の10分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投 | 議員の解職請求と同程度の基準。) |
| 票の実施を請求することができます。 | |
| (2) 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以 | |
| 上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により | |
| 議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することがで | |
| きます。 (2) ままは、まなになった事事項について、自さな兄児恵さな終わって | |
| (3) 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することが出来ます。 | |
| (4) 市長は、第1号及び第2号のいずれかの場合、住民投票を実施しま | |
| す。 | |
| 。 (5) 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満 18 歳 | |
| 以上の者とします。 | |
| (6) 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。 | |
| | |

| 市民会議条例素案(9/25) | 職員PT意見 (9/27) |
|--|--|
| 第11章 その他 第25条 他の自治体との連携 市は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、 協力するように努めます。 | |
| 第26条 検証・見直し (1) 市は、花巻のまちづくりが、この条例に基づいて行われているかどうかを市民参画のもとで検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。 (2) 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検証し、その結果により、必要な措置を行います。 | ・(2)⇒削除(最高規範であり、本規定 によらなくとも見直しが可能。) |